民事および商事案件に関する本土判決(相互執行)条例第645章 (Cap./Instrument No.: 645) (2024年1月29日版)

本条例は、中国最高人民法院と香港特別行政区の政府の間で採択された、中国本土と香港特別 行政区の裁判所による民事・商事案件における判決の相互承認・執行に関する取り決め を発効させるため、中国本土での民事・商事案件における判決を香港において執行する ための条項、ならびに香港での民事・商事案件における判決を本土において承認・執行 することを促進するための規定を定め、またこれらに関連する事項について定めるため のものである。

「2024年1月29日] 2023年L.N. 153

立法会により制定。

第1部 序

1. 略称および施行日

- (1) 本条例は「民事・商事案件に関する本土判決(相互執行)条例」と称することができる。
- (2) 本条例は、官報に掲載する通知により法務長官が指定する日に施行される。

2. 解釈

(1) 本条例において、

「**仲裁裁判所**(仲裁庭)」とは、単独の仲裁人、または仲裁人パネルを意味し、中立人を含む。

「第一審裁判所」とは、第一審の裁判所をいう。

「**効力**(生效)」とは、

- (a) 本土判決については、第8条を参照のこと。および、
- (b) 香港判決については、第9条を参照のこと。

「除外された判決(被排除的判決)」については、第5条(1)を参照のこと。

「香港判決(香港判決)」とは、(表現を問わず)香港の特定裁判所によって下された、 判決、命令、決定、費用査定書、または固定費用証明書を意味する。ただし、暫定 救済命令や訴訟禁止差止命令は含まない。

「**民事・商事案件における香港判決**(香港民商事判決)」については、第4条を参照のこと。

「判決債権者(判定債權人)」とは、民事・商事案件における本土判決、または民事・商事案件における香港判決との関連において、有利な判決が下された者を意味し、 承継、譲渡、その他により当該判決に基づく権利が与えられた者も含む。

「中国本土(内地)」とは、香港、マカオおよび台湾を除く中国の領域をいう。

「本土の反不正競争法(《内地反不正當競爭法》)」とは、中華人民共和国の反不正競争法(《中華人民共和國反不正當競爭法》の対訳)をいう。

「本土判決(內地判決)」とは、中国本土の裁判所によって下された、判決、裁定、和解勧告、または支払命令を意味する。ただし、暫定措置に関して下される裁定は含まない。

「**民事・商事案件における本土判決**(内地民商事判決)」については、第3条を参照のこと。

「本土原裁判所(内地判案法院)」とは、本土判決との関連において、判決を下した中国本土の裁判所をいう。

「**原訴訟手続き**(原本法律程序)」とは、本土判決または香港判決との関連において、 判決が下された訴訟手続きをいう。

「**所定の手数料**(訂明費用)」とは、事案との関連において、第35条によって定められる規則において当該事案について規定される費用をいう。

「登記された判決(已登記判決)」とは、登記命令に従って登記された、民事・商事案件における本土判決またはそうした判決の一部をいう。

「登記申請(登記申請)」とは、第10条(1)に定める登記命令を求める申請をいう。

「登記命令(登記令)」とは、第13条(1)に基づいてなされる命令をいう。

「香港の特定裁判所(指明香港法院)」とは、次のものをいう。

- (a) 終審法院
- (b) 上訴法廷
- (c) 第一審裁判所
- (d) 競争事務審決処
- (e) 区域法院
- (f) 土地審決処
- (g) 労働審決処、または
- (h) 少額審決処

「特定知的財産権(指明知識産權)」とは、次のものをいう。

- (a) 著作権、著作隣接権
- (b) 商標
- (c) 地理的表示
- (d) 工業的意匠
- (e) 特許
- (f) 集積回路の配置設計(回路配置)
- (g) 開示されていない情報を保護する権利、または
- (h) 中華人民共和国民法典(《中華人民共和國民法典》の対訳)

第123条2(7)、または植物品種保護条例(第490章)に基づく、植物新品種に関 して享有する権利

(2) 本条例の目的において、ある行為の履行についての要求に関する言及は、ある行為の履行の禁止または制限も含むものとする。

3. 民事・商事案件における本土判決

(1) 本条例の目的において、民事・商事案件における本土判決とは、次の本土判決をいう。

(a)

(i) 本土の法律に基づき、本質的に民事または商事訴訟手続きで下された判 決、または

- (ii) 中国本土の法律に基づき、本質的に刑事訴訟手続きで下され、訴訟当事者による補償金または損害賠償金の支払命令を含む判決であって、かつ
- (b) 除外された判決でないもの。
- (2) (3)は、次の場合に適用される。
 - (a) 本土判決が別の案件に関して下されたとき、および
 - (b) 仮に、それらの各案件に関して個別の本土判決が下されたならば、それらの個別の本土判決の全部ではなく一部(**適格判決**)が、(1)に規定する本土判決となるとき。
- (3) 本条例の目的において、
 - (a) 適格判決が下された案件は、適格案件であり、かつ
 - (b) 適格案件に関して下された本土判決の部分は、不適格案件に関して下された部分があたかも本土判決に含まれていなかったかのように、民事・商事案件における本土判決である。

4. 民事・商事案件における香港判決

(1) 本条例の目的において、民事・商事案件における香港判決とは、次の香港判決をいう。

(a)

- (i) 民事訴訟手続きで下された判決。ただし、次の訴訟手続きは除く。
 - (A) 司法審査により提起された訴訟手続き、または
 - (B) 行政権の行使により直接発生したその他一切の訴訟手続き、または
- (ii) 刑事訴訟手続きで下され、訴訟当事者による補償金または損害賠償金の 支払命令を含む判決であって、かつ
- (b) 除外された判決でないもの。
- (2) (3)は、次の場合に適用される。
 - (a) 香港判決が別の案件に関して下されたとき、および
 - (b) 仮に、それらの各案件に関して個別の香港判決が下されたならば、それらの個別の香港判決の全部ではなく一部(**適格判決**)が、(1)に規定する香港判決となるとき。
- (3) 本条例の目的において、
 - (a) 適格判決が下された案件は、適格案件であり、かつ
 - (b) 適格案件に関して下された香港判決の部分は、不適格案件に関して下された部分があたかも香港判決に含まれていなかったかのように、民事・商事案件における香港判決である。

5. *除外された判決*の意味

- (1) 本条例の目的において、本土判決または香港判決は、次の場合に除外された判決となる。
 - (a) 第6条の意味における、除外された婚姻・家事事件に関して下された判決
 - (b) 財産の相続、管理、分配に関連する案件に関して下された判決
 - (c) 第7条の意味における、除外された知的財産事件に関して下された判決

- (d) 次の事項に関して下された判決
 - (i) 海洋汚染
 - (ii) 海事請求の責任制限
 - (iii) 共同海損
 - (iv) 緊急のけん引または海難救助
 - (v) 海事先取特権、または
 - (vi) 海上旅客輸送
- (e) 特定の企業手続きまたは自然人の破産に関する事項に関して下された判決
- (f) 次の手続きにおいて下された判決
 - (i) 特定の選挙訴訟手続き
 - (ii) 自然人の失踪または死亡の宣告のための訴訟手続き、または
 - (iii) 自然人が民事行為を行うための法的能力がない者、または限定されている者であるか否かを決定するための訴訟手続き
- (g) 仲裁契約の効力の確認、または仲裁裁定の破棄命令を求める訴訟手続きにおいて下された判決
- (h) 次の判決の承認または執行を求める訴訟手続きにおいて下された判決
 - (i) 本土判決については、中国本土以外の所在地にある裁判所、または
 - (ii) 香港判決については、香港以外の所在地にある裁判所
- (i) 仲裁裁判所、または次の仲裁手続きにおいて付与された仲裁判断の承認または 執行を求める訴訟手続きにおいて下された判決
 - (i) 本土判決については、仲裁地が中国本土内でなかった仲裁手続き、または
 - (ii) 香港判決については、仲裁地が香港内でなかった仲裁手続き、または
- (i) 次の合意にしたがって下された判決
 - (i) 本土判決については、本条例の施行日*より前に締結された本土の管轄合意、または
 - (ii) 香港判決については、本条例の施行日より前に締結された香港の管轄合意。
- (2) (1)において、
 - 「**香港の管轄合意**(選用香港法院協議) *」*とは、本土判決(相互執行)条例(第597章) の第2条により与えられる意味を有する。
 - 「本土の管轄合意(選用内地法院協議)」とは、本土判決(相互執行)条例(第597章) の第2条により与えられる意味を有する。

「特定の企業手続き(指明法團程序) / とは、

- (a) 本土判決との関連においては、中華人民共和国の企業破産法(《中華人民共和國企業破産法》の対訳)の第7条に言及される重整、和解または破産清算を意味する。および、
- (b) 香港判決との関連においては、次のいずれかを意味する。
 - (i) 自然人以外の事業体の清算、または
 - (ii) 会社条例(第622章)の第673条(2)に基づき、第一審裁判所が決定した和 議または和解。

「特定の選挙訴訟手続き(指明選舉法律程序)」とは、

- (a) 本土判決との関連においては、中華人民共和国の民事訴訟法(《中華人民共和國民事訴訟法》の対訳)の第188条に基づいて提起された訴訟手続きを意味する。および、
- (b) 香港判決との関連においては、選挙(腐敗及び不法行為)条例(第554章)の 第4条(1)に規定する選挙において、候補者または有権者としての自然人の資格 を決定するための訴訟手続きを意味する。

編集注記:

* 施行日: 2024年1月29日

6. 第5条(1)(a)の補助規定:除外された婚姻・家事事件

- (1) 第5条(1)(a)の目的において、次の場合に除外された婚姻・家事事件に関して本土判 決が下される。
 - (a) 婚姻・家事事件における本土判決(相互承認・執行)条例(第639章)の第3条 (2)の意味の範囲内における婚姻・家事事件において下された判決
 - (b) 養子縁組関係の確認をめぐる紛争に関して下された判決、または
 - (c) 次の事項に関して下された判決
 - (i) 親または祖父母を扶養する法的義務から生じる扶養費の支払い
 - (ii) 兄弟間の扶養費の支払い
 - (iii) 養子縁組関係の解消
 - (iv) 成年の後見
 - (v) 離婚後の賠償責任、または
 - (vi) 同居関係から生じる財産の分割。
- (2) 第5条(1)(a)の目的において、次の場合に除外された婚姻・家事事件に関して香港判決が下される。
 - (a) 婚姻・家事事件における本土判決(相互承認・執行)条例(第639章)の第4条 の意味の範囲内における婚姻・家事事件において下された香港判決、または
 - (b) 裁判上の別居の命令。

7. 第5条(1)(c)の補助規定:除外された知的財産事件

- (1) 第5条(1)(c)の目的において、次の場合に、除外された知的財産事件に関して本土 判決が下される。
 - (a) 発明特許または実用新案特許の侵害をめぐる不法行為の紛争に関して提起 された訴訟手続きにおいて下された判決
 - (b) 標準必須特許の使用許諾料の決定のための訴訟手続きにおいて下された判決
 - (c) 特定知的財産権ではない知的財産権をめぐる紛争に関して提起された訴訟 手続きにおいて下された判決
- (2) 第5条(1)(c)の目的において、次の場合に、除外された知的財産事件に関して香港 判決が下される。
 - (a) 特許条例(第514章)の第2条(1)に定義される標準特許または短期特許の侵害 をめぐる不法行為の紛争に関して提起された訴訟手続きにおいて下された判決

- (b) 標準必須特許の使用許諾料の決定のための訴訟手続きにおいて下された判決
- (c) 特定知的財産権ではない知的財産権をめぐる紛争に関して提起された訴訟手続きにおいて下された判決

8. 有効な本土判決

- (1) 本条例の目的において、本土判決は、次の場合に中国本土において有効である。
 - (a) 中国本土において執行可能な判決であること、および
 - (b)
 - (i) 中国最高人民法院により下された本土判決であること
 - (ii) 高級人民法院または中級人民法院により下された第二審の本土判決であること、または
 - (ii) 高級人民法院、中級人民法院、または基層人民法院により下された第一審の 本土判決であり、かつ
 - (a) 中国本土の法律に基づいて当該判決から上訴が認められない場合、 または
 - (b) 中国本土の法律に基づいて当該判決に対する上訴期間が過ぎて、 上訴が提起されなかった場合。
 - (2) (1)(b)(i)、(ii)または(iii)の本土判決は、中国本土の裁判監督手続に従って下された 本土判決も含む。

9. 有効な香港判決

本条例の目的において、香港判決は、次の場合に香港において有効である。

- (a) 香港において執行可能な判決であること、および
- (b) 香港の特定裁判所により下された判決であること。

第2部

民事・商事案件における本土判決の香港における登記

第1節 登記申請

10. 登記申請

- (1) 第11条に従うことを条件として、民事・商事案件における本土判決に基づく判決債権者は、次の場合に第一審裁判所に対して判決または判決の一部を登記する旨の登記命令を求める申請を行うことができる。
 - (a) 判決が、
 - (i) 本条例の施行日*またはそれ以降に下された場合、および
 - (ii) 中国本土において有効である場合、および
 - (b) 次の条件が満たされた場合。
 - (i) 判決またはその一部が、当該判決が下された原訴訟手続きの当事者による金員の支払いまたは行為の履行を求めていること
 - (ii) 要件の順守の不履行が、申請日の前2年以内に発生したこと、および
 - (iii) 申請日時点で、不履行が是正されていないこと。
- (2) 登記申請は、所定の手数料を添えて行うものとする。

編集注記:

*施行日:2024年1月29日

11. 登記申請の補助規定

- (1) 民事・商事案件における本土判決が、当該判決が下された原訴訟手続きの当事者に よる(段階的であるか否かにかかわらず)2件以上の金員の支払いまたは2つ以上の 行為の履行を求めている場合、適格な金員または行為である金員または行為に関連 する範囲において当該判決を登記する旨の登記命令についてのみ登記申請を行うこ とができる。
- (2) ただし、登記申請が行われた後で不適格な金員または行為が適格な金員または行為になった場合、判決債権者は、その金員または行為に関連する範囲において、当該判決を登記する旨の登記命令についてさらなる登記申請を行うことができる。
- (3) 民事・商事案件における本土判決が、当該判決が下された原訴訟手続きの当事者による段階的な金員の支払いまたは行為の履行を求めている場合、特定の段階において支払いまたは履行が求められる金員または行為に関連する範囲において、当該判決を登記する旨の登記命令について登記申請を行うことはできない。ただし、その段階の要件の順守の不履行が申請日の前2年以内に発生した場合はその限りではない。
- (4) 本条の目的において、金員または行為は、次の場合に適格な金員または行為である。
 - (a) 金員の支払いまたは行為の履行の要件の順守の不履行が当該登記申請の日の前 2年以内に発生した場合、および
 - (b) 申請日時点で、不履行が是正されていない場合。

12. 不履行が発生した日

第10条(1)(b)(ii)および第11条(3)および(4)(a)の目的において、以下の日を、民事・商事案件における本土判決に基づく、金員の支払いまたは行為の履行の要件の順守の不履行が発生した日とみなす。

- (a) 行為の履行の禁止または制限については、不履行が最初に発生した日、または
- (b) それ以外の場合には、
 - (i) 当該判決において、金員の支払いまたは行為の履行の期日が指定されて いる場合はその日、または
 - (ii) 当該判決において、金員の支払いまたは行為の履行の期日が指定されて いない場合は、当該判決が中国本土で発効する日。

第2節 登記命令および登記

13. 登記命令

- (1) 民事・商事案件における本土判決または当該判決の一部に関連して行われた登記申請について、第一審裁判所は、申請が第10条および第11条に従って行われたと納得した場合、当該判決またはそうした判決の一部を本節に従って登記する命令を下すことができる。
- (2) (1)の目的において、その反対が立証されるまで、本土判決は、それらの事実を証明 する証明書が本土原裁判所により発行された場合、中国本土で有効な民事・商事案 件における本土判決であると推定される。
- (3) 民事・商事案件における本土判決またはそうした判決の一部に関連して登記命令を下すことについて、
 - (a) 当該判決またはその一部は登記命令に従って登記されているものとみなす。 および、
 - (b) 申請者は、申請者が知る範囲で、当該判決またはその一部が執行されるすべて の相手に対して、当該判決またはその一部の登記の通知を送達しなければなら ない。

14. 刑事訴訟手続きにおいて付与された本土判決の登記

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
 - (a) 民事・商事案件における本土判決またはそうした判決の一部を、第13条(1)に 基づいて登記する命令が下された場合、および
 - (b) 当該判決またはその一部が、
 - (i) 中国本土の法律に基づき、本質的に刑事訴訟手続きで下された場合、および
 - (ii) 訴訟当事者による補償金または損害賠償金の支払命令を含む場合。
- (2) 当該判決またはその一部は、支払いに関連する範囲においてのみ登記することができる。

15. 特定知的財産権の効力等に関する裁定を含む本土判決の登記

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
 - (a) 民事・商事案件における本土判決またはそうした判決の一部を、第13条(1)に 基づいて登記する命令が下された場合、および
 - (b) 当該判決またはその一部が、特定知的財産権の効力、設定、存続に関する 裁定(*対象裁定*)を含む場合

- (2) 当該判決またはその一部は、対象裁定に関連する範囲において登記してはならない。
- (3) 誤解を避けるために、(2)は、対象裁定に基づく賠償責任の裁定に関連する範囲において、当該判決またはその一部を登記することを禁ずるものではない。

16. 本土判決に基づいて与えられる一定の救済の登記

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
 - (a) 民事・商事案件における本土判決またはそうした判決の一部を、第13条(1)に 基づいて登記する命令が下された場合、および
 - (b) 判決またはその一部が、次の紛争に関して提起された訴訟手続きで下された場合
 - (i) 特定知的財産権の侵害(企業秘密に対する権利の侵害を除く)をめぐる 不法行為の紛争、または
 - (ii) 本土の反不正競争法の第6条に定める不正競争の行為をめぐる民事上の 紛争。
- (2) 当該判決またはその一部は、除外された救済に関連する範囲において登記してはならない。
- (3) (2)において、

「除外された救済(被排除的濟助)」とは、中国本土で犯された侵害または不正競争行為をめぐる紛争に関して提起された訴訟手続きにおいて付与された、懲罰的損害賠償を含む、金銭的損害賠償以外の救済をいう。。

17. 本土判決に基づいて支払われるべき金員等の登記

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
 - (a) 民事・商事案件における本土判決またはそうした判決の一部に関連して行われた登記申請で、当該判決が下された原訴訟手続きの当事者による金員の支払いまたは行為の履行(**該当の金員・行為**)を求める登記申請である場合、および
 - (b) 申請が、該当の金員・行為、または該当の金員・行為の一部(**申請下の金員・** 行為) に関連するものである場合。
- (2) 第一審裁判所は、次の場合にのみ、第13条(1)に基づいて申請下の金員・行為に関連する範囲において、当該判決またはその一部を登記することを命じることができる。
 - (a) 当該判決またはその一部により、申請日の前に支払いまたは履行が求められて いる場合であり、かつ
 - (b) 支払いまたは履行がなされていない場合。
- (3) (2)にもかかわらず、当該判決またはその一部により、該当の金員・行為の段階的な支払いまたは履行が求められている場合、第一審裁判所はさらに、次の場合に、第 13条(1)に基づいて、申請下の金員・行為であるか否かにかかわらず、該当の金員・行為の一部に関連する範囲において、当該判決またはその一部も併せて登記することを命じることができる。
 - (a) 当該判決またはその一部により、登記申請日またはそれ以降に支払いまたは履 行が求められている場合であり、かつ
 - (b) 支払いまたは履行がなされていない場合。

18. 本土判決の登記に含むべき金員

- (1) 本条は、第13条(1)に基づいて登記する命令が下された、民事・商事案件における本 土判決またはそうした判決の一部に適用される。
- (2) 当該判決またはその一部は、次の金員についても、当該判決またはその一部に基づいて支払いが求められているかのように登記しなくてはならない。
 - (a) 中国本土の法律に基づいて、当該判決またはその一部に基づいて登記の時点までに支払期限が到来する利息

- (b) 本土原裁判所により正当に認定された費用
- (c) 当該判決またはその一部において定める期限内に当該判決またはその一部を順守しなかったことにより、当該判決が下された原訴訟手続きの当事者から別の 当事者に支払うべき罰金または手数料、および
- (d) 本土原裁判所により正当に押印された当該判決の写しを取得する費用を含む、 当該判決またはその一部の登記のための合理的な費用、またはその付帯費用。
- (3) 誤解を避けるために、当該判決またはその一部は、次のいずれの金員についても登記してはならない。
 - (a) 税金またはその他同様の性質を有する手数料
 - (b) (2)(c)に記載される罰金や手数料以外の罰金、その他の違約金
 - (c) 次の事項に関して提起された訴訟手続きにおいて付与されたもの以外の懲罰的 損害賠償
 - (i) 中国本土で犯された、特定知的財産権の侵害をめぐる不法行為の紛争、 または
 - (ii) 中国本土で犯された、本土の反不正競争法の第6条に定める不正競争の行為をめぐる民事上の紛争。

19. 香港ドル以外の通貨建ての金員

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
 - (a) 民事・商事案件における本土判決またはそうした判決の一部に基づいて金員の 支払いが求められている場合、および
 - (b) 支払うべき金員が、香港ドル以外の通貨建てである場合。
- (2) 当該判決またはその一部が登記命令に従って登記されているとき、当該判決または その一部に基づいて支払うべき金員について、当該判決またはその一部の登記日に おける為替レートに基づいて換算した香港ドル建ての金員の支払いを求めたかのよ うに、当該判決またはその一部を登記しなければならない。

第3節 登記の抹消

20. 登記抹消の申請

登記された判決の執行を受ける者は、第21条(1)に言及される期間、または第21条(2)に規定される(または第21条(3)に基づいて延長される)期間内に、第一審裁判所に対して判決または判決の一部の登記を抹消するよう申請することができる。

21. 登記抹消の期限

- (1) 登記された判決またはそうした判決の一部の登記を抹消するための申請は、第13条 (3)(b)に基づいて登記の通知が送達された日から14日以内に、通知を受けた者が提出することができる。
- (2) ただし、第一審裁判所は、民事・商事案件における本土判決、または登記されるそうした判決の一部の登記命令を下すときに、登記抹消の申請を提出できる期間についてより長い期間または短い期間を指定することができる。
- (3) 第一審裁判所は、
 - (a) (1)に言及され、または(2)に規定される期間を延長することができ、かつ
 - (b) 本項または(a)に基づいて延長された期間をさらに延長することができる。

22. 登記の抹消

- (1) 第一審裁判所は、第20条に基づいて登記された判決またはそうした判決の一部の登記を抹消する申請がなされたとき、申請者が次の事項を、第一審裁判所が満足する形で証明した場合、その登記を抹消しなければならない。
 - (a) 第1節または第2節の規定が順守されていないこと
 - (b) 登記された判決が下された原訴訟手続きに関して、管轄の要件が満たされてい ないこと

注記(法的効力はない)

登記された判決が下された原訴訟手続きに関する管轄の要件が満たされている状況については、第23条を参照のこと。

- (c) 登記された判決が下された原訴訟手続きの被告が、中国本土の法律に基づいて本土原裁判所に出廷するよう召喚されなかった、もしくは召喚はされたものの、被告に対して訴訟手続きにおいて提起、抗弁の機会が与えられなかったこと
- (d) 登記された判決が虚偽により得られたこと
- (e) 登記された判決が下された原訴訟手続きが、同じ当事者間で同じ訴因に関する 訴訟手続きが香港の裁判所で開始された後で、中国本土の裁判所に認められた こと
- (f) 香港の裁判所が、同じ当事者間の同じ訴因について判決を下したこと
- (g) 香港以外の所在地にある裁判所が、同じ当事者間の同じ訴因について判決を下し、香港の裁判所がすでにその判決を承認または執行していること
- (h) 仲裁地が香港内である仲裁手続きにおいて、仲裁裁判所が同じ当事者間の同じ 訴因について仲裁判断を下したこと
- (i) 仲裁地が香港外である仲裁手続きにおいて、仲裁裁判所が同じ当事者間の同じ 訴因について仲裁判断を下し、香港の裁判所がすでにその判断を承認または執 行していること
- (i) 登記された判決の執行が、香港の公序に著しくそぐわないこと
- (k) 登記された判決が、第24条(1)の上訴または再審により破棄され、またはその 他無効となったこと。
- (2) 第一審裁判所は、第20条に基づいて登記された判決またはそうした判決の一部の登記を抹消する申請がなされたとき、申請者が、判決が下された原訴訟手続きが、同じ当事者間により同じ訴因について締結された有効な仲裁契約または有効な管轄合意に反するものであったことを、第一審裁判所が満足する形で証明した場合、その登記を抹消することができる。
- (3) 誤解を避けるために、第一審裁判所は、判決が下された原訴訟手続きで確定した予備的審理のみに基づいて、登記された判決またはそうした判決の一部の登記の抹消を、(1)により要求されるものではなく、(2)によりその権限を与えられるものではない。
- (4) 登記された判決またはそうした判決の一部の登記抹消にあたっては、本条に基づいて、登記命令に従って判決またはその一部の登記が無効となる。

23. 第22条(1)(b)の管轄の要件

(1) 第22条(1)(b)の目的において、次の場合に、登記された判決が下された原訴訟手続きに関して管轄の要件が満たされている。

- (i) 特定知的財産権の侵害をめぐる不法行為の紛争、または本土の反不正競争 法の第6条に定める不正競争の行為をめぐる民事上の紛争に関して提起さ れた訴訟手続きについては、(2)の条件が満たされた場合、または
- (ii) (i)に言及されている紛争ではない紛争に関して提起された訴訟手続きについては、(3)のいずれか一つの条件が満たされ、かつ香港の裁判所がその訴訟手続きに対して専属管轄権を有していない場合、または
- (b) 第一審裁判所が、本土原裁判所による訴訟手続きに対する管轄権の行使が、香港の法律に矛盾しないと考える場合。
- (2) (1)(a)(i)の目的において、条件は次の通りである。
 - (a) 侵害または不正競争の行為が中国本土において犯されたこと、および
 - (b) 問題の特定知的財産権または利息が、中国本土の法律に基づいて保護の対象であること。
- (3) (1)(a)(ii)の目的において、条件は次の通りである。
 - (a) 本土原裁判所が訴訟手続きを認めた時点で、訴訟手続きの被告の居住地が中国 本土内にあったこと。
 - (b) 本土原裁判所が訴訟手続きを認めた時点で、訴訟手続きの被告が、別の法人格を有さずに中国本土内に代表事務所、支店、事務所、営業所、その他の事業所 (**該当の事務所**)を維持しており、訴訟手続きが該当の事務所の活動から生じたものであること。
 - (c) 訴訟手続きが契約上の紛争に関して提起されたものであり、契約の履行場所が 中国本土内であったこと。
 - (d) 訴訟手続きが不法行為の紛争に関して提起されたものであり、不法行為が中国 本土内で犯されたこと。

(e)

- (i) 訴訟手続きが、契約上の紛争または財産上の利益にかかる紛争に関して 提起されたものであること。
- (ii) 訴訟手続きの当事者らが、訴訟手続きの管轄権は中国本土の裁判所が有 する旨を書面形式により明示的に合意していること、および
- (iii) 訴訟手続きのすべての当事者の居住地が香港である場合、例えば契約が 中国本土において履行された、または履行される予定であった、または 調印された、または訴訟の目的が中国本土内に位置していたなど、中国 本土と紛争の間に実際の関連性があったこと、および

(f)

- (i) 紛争に関して提起された訴訟手続きの当事者らが訴訟手続きに対する本 土原裁判所の管轄権について異議を申し立てず、訴訟手続きにおいて抗 弁するために本土原裁判所に出廷したこと、および
- (ii) 訴訟手続きのすべての当事者の居住地が香港である場合、例えば契約が 中国本土において履行された、または履行される予定であった、または 調印された、または訴訟の目的が中国本土内に位置していたなど、中国 本土と紛争の間に実際の関連性があったこと。
- (4) (3)(e)(ii)の目的において、合意は、次の条件を満たす(電子データメッセージ、電報、テレックス、ファックス、電子データ交換、または電子メールを含む)手段により締結された、または証明された場合に、書面形式による合意である。
 - (a) 合意を目に見える形式で表示可能であること、および
 - (b) 情報を今後の参考のために使用可能な形で利用できること。
- (5) 本条において、

「**居住地**(居住地)」とは、

- (a) 自然人については、その者の戸籍地、定住所、または常居所をいう。
- (b) 自然人以外の事業体については、設立または登記上の所在地、本店所在地、主 たる事務所の所在地または主たる管理地の所在地をいう。

24. 第一審裁判所は登記抹消の申請を延期することができる

- (1) 本条は、第20条に基づいて登記された判決またはそうした判決の一部の登記を抹消する申請がなされたとき、第8条に基づいて判決が有効であっても、第一審裁判所が、次の事項について満足した場合に適用される。
 - (a) 判決に対する上訴が係争中であること、または
 - (b) 判決が依拠した事件が保留の命令を受けていること。
- (2) 第一審裁判所は、妥当と考える条件で、申請者が上訴または再審を処理してもらうのに必要な措置を講じるために、第一審裁判所が合理的に十分とみなす期間が満了する後まで、申請を延期することができる。

25. 登記の再申請の制限

- (1) 第一審裁判所が、第22条に基づいて登記された判決またはそうした判決の一部の登記(*原登記*)を抹消した場合、原登記の登記申請を行った者は、当該判決またはその一部を登記するためにさらなる登記申請を行うことはできない。
- (2) 原登記が第22条(1)(a)に規定するもののみを根拠として抹消された場合には、(1)は 適用されない。

第4節 登記の効力等

26. 本土判決の登記の効力

- (1) 第27条に従うことを条件として、登記された判決は、次のように執行することができる。
 - (a) あたかも判決が元から第一審裁判所により下され、かつ第一審裁判所が当該判 決を下す管轄権を有するかのように執行する、および
 - (b) あたかも判決が判決の登記日に下されたかのように執行する。
- (2) (1)を制限することなく、
 - (a) 訴訟手続きは、判決の執行を求め、または判決の執行に関して提起することが できる、
 - (b) 判決に基づいて支払われるべき金員は利子を伴う、および
 - (c) 第一審裁判所は、あたかも判決が元から第一審裁判所により判決の登記日に下されたかのように、判決の執行について同じ支配権を有する。
- (3) 判決に基づいて支払われるべき金員や履行すべき行為は、判決に基づいて支払いまたは履行が求められる日から、判決に基づいて支払いまたは履行を行うものとする。

27. 抹消手続きの完了前には執行しない

(1) 登記された判決を執行する措置は、第20条に基づいて判決の登記を抹消するための申請を行うことができる期間が満了するまで、講じることができない。

(2) ただし、第20条に基づく申請が(1)に言及される期間中に行われた場合、判決を執行する措置は、申請が最終的に処理された後でなければ講じることができない。

28. 訴訟手続きにおける本土判決の承認

- (1) 本条は、以下の、民事・商事案件における本土判決またはそうした判決の一部に適用される。
 - (a) 登記された判決、または
 - (b) 登記された判決ではないが、当該判決またはその一部に関連して登記申請がな されていたならば、第10条(1)(a)に適合していた判決。
- (2) 当該判決またはその一部は、同じ当事者間で同じ訴因に関するいずれの訴訟手続き においても最終的であるものとして香港の裁判所において承認されるものとし、そ うした訴訟手続きにおける抗弁または反訴の手段として依拠することができる。
- (3) (2)は、次の場合には適用されない。
 - (a) 当該判決またはその一部が登記されている場合については、当該判決またはその一部の登記が、第22条(1)(a)に規定するもの以外を根拠として、第22条に基づいて抹消された場合、または
 - (b) 当該判決またはその一部が登記されていない場合については、仮に登記されていたならば、当該判決またはその一部の登記が、第22条(1)(a)に規定するもの以外を根拠として、第22条に基づいて抹消されていたことが示された場合。
- (4) 本条は、ある本土判決が本条例の施行日*より前にコモンローに基づいて最終的であるものとして承認されていたであろうならば、当該判決において裁定された法律または事実の事項について最終的であるものとして、香港の裁判所が当該判決を承認することを妨げるものではない。

編集注記:

* 施行日: 2024年1月29日

第5節 香港の裁判所の訴訟手続き

29. 登記申請が行われた場合の香港の訴訟手続きの停止

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
 - (a) 特定の当事者間の訴因に対して下された、民事・商事案件における本土判決ま たはそうした判決の一部に関連して行われた登記申請、および
 - (b) 香港の裁判所(**判決裁判所**) において係争中の、同じ当事者間で同じ訴因に関する訴訟手続き(**香港の訴訟手続き**) であること。
- (2) 登記申請の申請者は、申請を行った後速やかに、判決裁判所に申請の旨を通知しなければならない。
- (3) 通知の受領を受けて、判決裁判所は、香港の訴訟手続きを停止するよう命じなければならない。
- (4) (3)に基づいて停止命令が下されたとき、香港の訴訟手続きは、判決裁判所が独自に主導し、または香港の訴訟手続きの当事者の申請を受けて香港の訴訟手続き(またはその一部)の再開または終了を命じるまで停止される。
- (5) 判決裁判所は、次の場合にのみ、(4)に基づいて再開または終了の命令を下すことができる。
 - (a) 登記申請が最終的に処理された場合、および
 - (b) 当該判決またはその一部を登記する旨の登記命令が下された場合

- (i) 第20条に基づいて登記を抹消する申請を行うことができる期間が満了し、 そうした申請は行われなかった場合、または
- (ii) 第20条に基づいて登記を抹消するための申請が行われ、申請が最終的に 処理された場合。

30. 香港における、同じ訴因に関する訴訟手続きの提起に対する制限

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
 - (a) 民事・商事案件における本土判決またはそうした判決の一部に関連して行われ た登記申請が係争中である場合、または
 - (b) 当該判決またはその一部が、登記命令に従って登記された場合。
- (2) (3)で規定されている場合を除いて、当該判決が下された原訴訟手続きの当事者は、 当該判決またはその一部が下された訴因と同じ訴因に関して香港の裁判所に訴訟手 続きを提起することはできない。
- (3) (1)(b)に言及される当該判決またはその一部の登記が第22条に基づいて抹消された場合、(1)(b)の条項は当事者が香港の裁判所で訴訟手続きを提起することを妨げない。

31. 登記以外の方法で本土判決の執行を求める訴訟手続きの提起に対する制限

香港の裁判所は、民事・商事案件における本土判決に基づいて、本条例の施行日*またはそれ以降に下された、支払われるべき金員またはその他の救済の命令の回収・執行を求める訴訟手続きを受けてはならない。ただし、次の訴訟手続きは除く。

- (a) 第13条(1)に基づく登記を求める訴訟手続き、または
- (b) 登記された判決の執行を求める訴訟手続き。

編集注記:

* 施行日: 2024年1月29日

第3部

民事・商事案件における香港判決の、中国本土における承認・執行の促進

32. 本第3部が適用される香港判決

本第3部は、次の民事・商事案件における香港判決に適用される。

- (a) 本条例の施行日*またはそれ以降に下された判決、および
- (b) 香港において有効な判決。

編集注記:

33.

*施行日:2024年1月29日

香港判決の謄本の申請

- (1) (3)に従うことを条件として、民事・商事案件における香港判決に基づく判決債権者は、当該判決の謄本を申請することができる。
- (2) 申請は、
 - (a) 次の裁判所に行うものとする。
 - (i) 当該判決が上訴法廷または第一審裁判所により下された場合は、高等裁 判所に申請する、または
 - (ii) 当該判決が上訴法廷またはその他の香港の特定裁判所により下された場合は、その香港の特定裁判所に申請する。
 - (b) 所定の手数料を添えて行うものとする。
- (3) 民事・商事案件における香港判決の執行が、上訴の係争中またはその他の理由により一定期間停止されている場合、その期間が満了するまで当該判決に関して本条に基づいて申請を行うことはできない。

34. 香港判決の謄本および香港判決の証明書の発行

- (1) 民事・商事案件における香港判決に関して、第33条に基づいて香港の特定裁判所に申請を行った場合、香港の特定裁判所は申請者に対して当該判決の謄本を発行しなければならない。
- (2) 当該判決の謄本を発行するとき、香港の特定裁判所は併せて、
 - (a) 申請者に対して次の内容の証明書を発行するものとする。
 - (i) 当該判決は民事・商事案件における香港判決であり、香港において有効 な判決であることを証明するもの、および
 - (ii) 第35条に基づいて制定される規則に規定される事項を含むもの、および
 - (b) 第35条に基づいて制定される規則に規定される文書を証明書に添付するものと する。

第4部 雑則

35. 規則

裁判長は、次の規則を制定することができる。

- (a) 次の事項に関連する慣行および手続きを規定するための規則
 - (i) 本条例に基づく申請、および
 - (ii) 登記された判決の執行
- (b) 本条例に基づいて支払われる手数料を規定するための規則
- (c) 本条例に基づいて、本条に基づき制定される規則により規定されるべき事項を 規定するための規則
- (d) 本条例の目的および規定を一般的によりよく実行するために規定するための規則。

36. 関連する改正

本土判決(相互執行)条例(第597章)を、附則に定める通りに改正する。

附則

[s. 36]

本土判決(相互執行)条例の関連する改正

1. 第5条を改正(本土判決の登記の申請)

第5条(2)(b)

破棄

「本条例の施行日」

置換

「本条例の施行日、ただし、民事・商事案件に関する本土判決(相互執行)条例 (第645章) の施行日の前」

(2024年修正編集記録1)

2. 第21条を改正(香港判決の謄本および香港判決の証明書を発行する管轄権)

第21条(1)および(2)

破棄

「本条例の施行日」

置換

「民事・商事案件に関する本土判決(相互執行)条例(第645章)の施行日の前に 締結された香港の管轄合意に基づく、本条例の施行日」

(2024年修正編集記録1)